

## 地方独立行政法人大阪市立工業研究所役員報酬規程

制定 平成20年4月1日 規程第80号  
最近改正 平成28年4月1日

### (目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与について必要な事項を定めることを目的とする。

### (給与の区分)

第2条 常勤役員の給与は、報酬及び通勤手当とする。

2 非常勤役員の給与は、非常勤役員手当及び通勤に要する費用弁償とする。

### (給与の支払)

第3条 役員の給与は、その全額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令又は規程に基づき役員の給与から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき給与の金額からその金額を控除して支払うことができる。

2 役員が給与の全部又は一部につき自己の預貯金口座への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

### (常勤役員の報酬)

第4条 常勤役員の報酬は年俸とする。

2 前項の年俸の号給表は、別表のとおりとする。

3 前項の年俸は、役員に就任する者の経歴等を勘案し、理事長が決定する。ただし、満60歳に達した年度の末日より後に役員である者の報酬額は、理事長においては900万円以下、理事においては630万円以下で理事長が定める額とする。

4 前項ただし書に該当する者であっても、大阪市職員並びに法人の役職員の通算勤続期間が20年以上であった者以外の者の報酬額は、前項ただし書の規定を適用しないことができる。

### (通勤手当等)

第5条 通勤手当は、地方独立行政法人大阪市工業研究所職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第21条に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の額は、職員給与規程第21条に規定する額とする。

3 常勤役員に任命された者のうち、任命の日の前日に職員であった者は、常勤役員として引き続き通勤手当に係る支給要件が継続しているものとみなす。

4 任期満了後再任された常勤役員は、引き続き通勤手当に係る支給要件が継続しているものとみなす。

5 その他通勤手当に関する事項は、職員給与規程の規定を準用して決定する。

6 非常勤役員の通勤に要する費用弁償は、勤務実態に応じて行う。

### (報酬等の支給)

第6条 常勤役員に対する報酬の支給日は、職員給与規程第42条の規定を準用する。

2 常勤役員に対する毎月の支給額については、第4条第2項に定める額を12等分し、百円未満の端数は4月の給与支給日に支給する。

3 常勤役員に対する通勤手当は、4月1日から9月30日までの分は4月の給与支給日に、10月1日から翌年3月31日までの分は10月の給与支給日にそれぞれ支給する。ただし、給与支給日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その翌日以降に支給することができる。

4 非常勤役員に対する非常勤役員手当及び通勤に要した費用弁償金は、当月相当分を翌月1

7日に支給する。

(報酬の調整)

第7条 常勤役員が月途中で新たに就任したときはその日以降について、離職又は死亡したときはその日までについて、報酬を調整する。調整の方法については、職員給与規程第9条を準用する。

(非常勤役員手当)

第8条 非常勤役員手当は、次のとおりとする。

監事 日額30,000円

(雑則)

第9条 この規程の実施に関し必要な給与の支給に関する事項は、職員の例に準じる。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

## 別表（第4条関係）

## 役員報酬表

（単位：円）

号給	理事長	理事
1	9, 415, 200	7, 545, 600
2	9, 711, 600	7, 755, 600
3	10, 003, 200	7, 975, 200
4	10, 303, 200	8, 204, 400
5	10, 614, 000	8, 445, 600
6	10, 922, 400	8, 689, 200
7	11, 216, 400	8, 925, 600
8	11, 504, 400	9, 166, 800
9	11, 793, 600	9, 415, 200
10	12, 082, 800	9, 711, 600
11	12, 372, 000	10, 003, 200
12	12, 660, 000	10, 303, 200
13	12, 927, 600	10, 614, 000
14	13, 135, 200	10, 922, 400
15	13, 308, 000	11, 216, 400
16	13, 473, 600	11, 504, 400
17	13, 592, 400	11, 793, 600
18	13, 698, 000	12, 082, 800
19	13, 863, 600	12, 372, 000
20	—	12, 660, 000
21	—	12, 927, 600
22	—	13, 135, 200